

「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務 企画提案要領

1 業務の名称

「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県では、中高生の通学時における自転車交通事故件数が全国で最も多く、その解決が喫緊の課題となっていることから、令和7年度から令和9年度までの3か年を重点期間とし、交通安全を啓発する取組を実施している。

取組の1年目は、中高生の通学時1万人当たりの自転車交通事故件数が全国ワースト1位という状況や交差点での出会い頭事故が多い事実を認知・共感してもらうため、動画制作・SNS、ラジオCM等により広く広報を実施している。

取組2年目となる本業務では、認知・共感を広げ、定着を図りながら、交通事故発生件数が多い本県の20歳～40歳代自動車ドライバーをメインターゲットに、交差点等で確実に一時停止をするよう行動変容を促すため、交通安全動画等の制作と効果的なプロモーションや参加型の対面イベント等を通じて、現在、県内において年間約900件発生している自動車と自転車の出会い頭事故の発生件数を3年後に半減させることを目的とする。

さらに、群馬県と一般財団法人トヨタ・モビリティ基金（以下、TMF）は、令和7年5月に「自転車交通事故削減に向けた啓発活動に関する連携協定」を締結している。

この協定は、双方の施策が連携し、相乗効果を発揮することで、県内高校生の自転車交通事故の発生件数を半減させることを目指しており、本業務においても、TMFとの連携を前提として、効果的なプロモーションを展開していくこととしている。

3 事業の内容

別紙「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務仕様書のとおり。

4 予算額

21,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・委託上限額での契約を保証するものではない。
- ・採用された事業者には採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書を提出すること。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・ 国税及び地方税を滞納していない者
- ・ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

- | | |
|----------|--|
| (1) 質問受付 | 令和 8 年 5 月 19 日（火）午前 12 時まで ※詳細は下記 8 のとおり |
| (2) 参加申込 | 令和 8 年 5 月 26 日（火）午前 12 時 必着 ※詳細は下記 9 のとおり |
| (3) 応募期限 | 令和 8 年 6 月 2 日（火）午前 12 時 必着 ※詳細は下記 10 のとおり |
| (4) 審査 | 令和 8 年 6 月上旬以降 ※詳細は下記 11 のとおり |
| (5) 結果発表 | 令和 8 年 6 月中旬以降 |

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者より質問を受け付ける。

- | | |
|----------|---|
| (1) 受付期間 | 令和 8 年 5 月 19 日（火）午前 12 時まで |
| (2) 質問方法 | 「質問書（様式 2）」により電子メールで提出すること。
※ メール送信後、必ず以下の電話番号あて到達確認の電話をすること。受信確認をしたもののみ有効とする。 |
| (3) 提出先 | 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室
電子メール送付先：doukanri@pref.gunma.lg.jp
電話番号：027-226-3600
※ 電子メールの件名は次のとおりとする。 |

【質問】「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務

- | | |
|--------|--|
| (4) 回答 | 質問に対する回答は、令和 8 年 5 月 25 日（月）までに個別の案件を除き県ホームページで公開する。 |
|--------|--|

9 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式1）」を電子メールで提出すること。

(1) 提出期限 令和8年5月26日（火）午前12時 必着

(2) 提出先 前記8（3）のとおり。

※ メール送信後、必ず到達確認の電話をすること。受信確認をしたもののみ有効とする。

※ 電子メールの件名は次のとおりとする。

【参加申込】「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務

10 応募の手続き等

(1) 提出書類等

ア 企画提案書（様式3）

※各評価項目の内容記載があれば任意の様式（プレゼン用のパワポなど）で可とし、必ずしも（様式3）を使用しなくてもよい。

企画提案書はA4サイズ20ページ以内とする。（表紙は含まない）

イ 業務実施体制表（様式4）

ウ 作業工程（任意様式）

エ 費用見積書（任意様式）

宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

オ 会社概要（パンフレット等）

カ 法人登記簿謄本（*）

キ 決算書（*）

ク 誓約書（群馬県暴力団排除条例第77条関係）（様式5）（*）

ケ 動画制作を担当するディレクターの経歴及び、作品サンプル（任意様式）

※作品サンプルはWindows Media Playerで再生可能なファイル形式とする。

サ その他資料（適宜）

※*印の付いた書類については、「令和7年度・8年度物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。

※県が必要と認める場合は、上記以外に追加資料の提出を求められることがある。

(2) 提出方法・提出期限

ア 提出方法 8（3）の提出先あて、電子メールで提出すること。

※7MBを超える場合は、事前に8（3）へ連絡すること。（群馬県からファイル共有システムURLを送付）

イ 提出期限 令和8年6月2日（火）午前12時 必着

(3) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除する場合がある。
- ・提出後に辞退する場合は、速やかにその旨を書面にて提出すること。

11 審査

提出された書類は、別紙「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務委託公募に係る企画提案審査要領に基づき審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を委託の優先交渉者と決定する。

(1) 一次審査

参加表明者が概ね5者を超える場合は一次審査を実施する。

一次審査は「出会い頭防止プロジェクト」プロモーション業務委託仕様書に基づき事業者から提出された企画提案書等の内容を書面審査し、業者数を概ね5者以下まで選定する。

参加表明者が概ね5者以下となる場合（失格となる者を除く）は、公募に応じたすべての事業者の審査（一次・二次）を行うこととする。

開催日時：令和8年6月3日（水）～令和8年6月8日（月）予定

※一次審査を実施する場合

(2) 二次審査

開催日時：令和8年6月10日（水）～令和8年6月12日（金）予定

※なお、詳細については企画提案者に別途通知する。

(3) 審査結果

審査結果は、令和8年6月中旬を目途に、応募者全てに文書により通知する。

12 契約

(1) 前記11において選定された者を事業の委託契約候補者とする。

(2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。

なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する可能性がある。

(3) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

(4) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、県は受託者の損害を補償しない。

13 その他

- (1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、本業務委託候補者の選定以外に応募者に無断で使用することはない。
- (3) 提出された書類は、群馬県情報公開条例により、個人情報を除き公開の対象となる。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など、法令に基づき第三者の権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任は応募者が負う。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本要領に定めのない事項または疑義が生じた事項については、別途協議の上、決定する。